

公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜試験（以下「入学試験」という）実施のための制度、組織および方法に関する事項
- (2) 大学入学共通テストに関する事項
- (3) 学力検査実施教科および科目に関する事項
- (4) 学生募集要項に関する事項
- (5) 試験場の設置に関する事項
- (6) 入学試験についての調査および研究に関する事項
- (7) 大学院入学試験に関する事項
- (8) その他入学試験に関する重要事項

(試験区分)

第 3 条 入学試験の区分は別表に定めるところによる。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 入学試験を所掌する理事
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 各学部の学科ごとに教授および准教授のうちから 1 人
- (5) 事務局次長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

3 各学部および各研究科に入学試験に関する委員会を置く。

4 前項に定める委員会に関し必要な事項は、各学部および各研究科において定める。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 4 号に定める委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。た

だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に定める委員の任期は、1年とする。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、入学試験を所掌する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学入学試験委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第5号または第6号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第4号または第5号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（第 3 条、第 4 条関係）

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（第 3 条、第 5 条関係）

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条関係）

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条関係）

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

学部	① 大学入学共通テスト ② 一般選抜試験 ③ 特別選抜試験（学校推薦型・帰国生徒・私費外国人留学生） ④ 3 年次編入学試験 ⑤ 再入学試験
大学院	① 一般選抜試験 ② 特別選抜試験（社会人・外国人留学生） ③ 再入学試験